

除雪を行うときに気を付けること

■屋根の雪下ろしをするときは…

- *複数人で行う
梯子を支える。安全を確認する。万が一の場合は、救助を！
やむを得ず一人で行う場合は、家族や近所の人に声をかけて！
- *滑り止め
靴や梯子に滑り止めをつける等の工夫を！
- *命綱を着けて
面倒でも、腰に命綱を着けて滑った場合や雪の急落に備えて！
- *周囲を確認
屋根の下を通行する人や子どもに注意を！

■除雪機を使用するときは…

- *服装に注意
機械に巻き込まれないような服装を！
- *雪が詰まった場合
機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止！
- *周囲を確認
通行人や子ども等に注意を！

■その他の注意事項

- *屋根の雪に注意
屋根の下を通るときは、「雪」や「つらら」に注意を！
- *除雪時の健康に注意
無理に除雪作業は行わない。除雪作業で汗をかいたら着替えを！
- *気象情報に注意
暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出は控える。

◎問い合わせ先

北海道総務部危機対策局危機対策課
☎011-204-5900

マイナポイントについて

マイナンバーカードをお持ちでない方（75歳以上、乳児等除く）へオンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より令和3年3月までに順次送付される予定となっています。

また、マイナポイント事業（※）について、令和3年3月までにマイナポイントの申込み、決済サービスの利用をした分が対象となっておりましたが、令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請をした場合は、令和3年9月末まで対象期間が延長されます。

4月1日以降にマイナンバーカードの申請をした方は、マイナポイント事業の対象となりませんので、ご注意ください。

※マイナンバーカードをお持ちの方が予約・申込をしてキャッシュレス決済を利用した際に、最大5,000円分のポイントが付与される制度です。

◎問い合わせ先

企画振興課企画振興係（内線207・208・289）

information 各種情報

確定申告×マイナポータル ～申告書の自動入力が始まります～

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算されます。

さらに、令和3年1月からマイナポータルと連携することで、控除証明書等の情報を一括取得し、該当の各控除欄に金額等が自動入力されます。

※保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

■マイナポータル連携をご利用いただくための準備
スマートフォンまたはICカードリーダーが必要のほか、マイナポータルの各種設定が必要です。

※マイナポータル連携の詳細は、国税庁ホームページ「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。

◎問い合わせ先

留萌税務署 ☎0164-42-0661

国税庁チャットボットの運用開始について

令和3年1月中旬から、所得税の確定申告に関する税務相談の新しいチャンネルとして、国税庁ホームページにおいて、「チャットボット」の運用が開始されています。

■チャットボットとは？

「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者の知りたい情報について、メニューから選択するか、文字で入力すると、AIを活用して自動で回答を表示するウェブサービスです。

*「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの特にお問い合わせの多い各種控除に関する質問はもちろん、株式や配当金に関する質問などもご相談いただけます。

*スマートフォンまたはパソコンから国税庁ホームページのチャットボットにアクセスしていただくと、ウェブ上でチャットボットに相談できます。

◎問い合わせ先

留萌税務署 ☎0164-42-0661